

南阿蘇村野焼きプロ人材認定制度について



この事業は村において草原維持が困難になりつつあることから、牧野組合または地区などの一員として草原維持作業を担う野焼きプロ人材の育成を目的としています。将来的には野焼き実施主体地区出身以外の人でも輪地切りをはじめとした火消し火付け、現場指示もおこなえる人材育成を目指しています。

対象者の要件は以下のとおりです。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 20歳以上の村外在住者で、阿蘇郡市内でおこなわれる直近5年間に於いて野焼きおよび輪地切りにそれぞれ3回以上参加していること。
 - イ 20歳以上の村内在住者(当該野焼き実施主体出身で、現在は村外居住している人を含む。)で直近10年間に於いて輪地切りおよび野焼きにそれぞれ年3回以上参加していること。
- (2) 当該野焼き実施主体の野焼き、輪地切りの従事者でないこと。
- (3) 認定を得ようとする対象牧野組合などにおいて、野焼き、輪地切りに計2回以上参加していること。
- (4) 村が指定する講習の全カリキュラムを受講し、終了していること。
- (5) 呼吸循環器系の疾患を有していないこと。
- (6) 南阿蘇村暴力団排除条例(平成23年南阿蘇村条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

2月10日には野焼き研修会を開催し、午前中は座学研修、午後は中郷竹崎牧野をお借りして実地研修をおこないました。当日は、計16人が参加し、皆さん真剣な表情で受講していました。



午前中の座学研修



現場で説明を聞く参加者



実際の火付け研修

〈問い合わせ〉農政課 農政係 Tel0967 (67) 2706

野生鳥獣による農作物被害を スマホで報告できるようになりました



イノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による農作物被害が増加しています。出没位置や被害状況を把握し、適切な対策をおこなうための被害報告が、「現地」で「速やかに」にスマートフォンでできるようになりました。

村は野生鳥獣による農作物被害が深刻であることは認識しているものの、情報が少ないため、国や県への被害報告は実態より相当少ないものとなっています。

被害の報告をすることも、鳥獣被害対策の大切な活動の一つです。皆様のご協力をお願いします。

報告の方法は、これまでと同様に電話、FAX、直接役場農政課へお越しいただいてもかまいません。



報告フォーム

※二次元コードをスマホのカメラで読み込むと報告画面に移動します。



〈問い合わせ〉農政課 林務整備係 Tel0967 (67) 2706 Fax0967 (67) 2073